

みどりの保全・活用

施策目標

公園・緑地や農地、屋敷林などの身近なみどりの保全、活用をめざします。

現状と課題

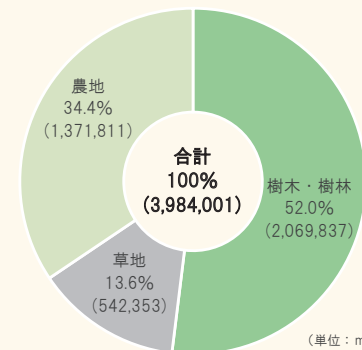
- ▶ 市内には公園・緑地や農地、屋敷林などのみどりが存在していますが、宅地化とともに減少傾向にあります。そのため、風土や歴史など地域の成り立ちを踏まえた特徴あるみどりを継承していくことが求められています。
- ▶ 本市では、農地の保全に努めるとともに、地域の人々に親しまれている下保谷四丁目特別緑地保全地区を定期的に一般開放するなど、市民が屋敷林に触れる機会の充実に取り組んできました。
- ▶ 身近にみどりを感じることができる良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、公園施設のバランスがとれた配置を視野に入れつつ、民間活力の活用についても検討するとともに、身近な農地を保全・活用する取組を進めることにより、貴重なみどりの空間を確保することが必要です。
- ▶ 西原自然公園や下保谷四丁目特別緑地保全地区など、大きな面積を有する特色あるみどりについては、市民ボランティアとの協働によるみどりの保全・活用の取組を進めています。こうした協働による活動が一層広がるよう、多様な世代の公園ボランティアの育成に取り組むことが必要です。
- ▶ 生産緑地の宅地化等が今後も進むことが予想されることから、生産緑地に関わる制度の改正・創設に伴う都市農地の賃借や農業者の経営改善について、更なる取組の推進が課題となっています。
- ▶ 自然からの恵みを楽しみ、生活を持続的に豊かなものにするためには、生物多様性を保全していく必要があります。みどりの減少等による自然環境の変化は、生態系のバランスにも影響を与え、生物多様性が失われる原因となるため、生物多様性に配慮したみどりの保全を行っていくことが求められています。

関連する個別計画等

- ・都市計画マスタープラン
- ・みどりの基本計画
- ・公園配置計画
- ・公園改修計画
- ・農業振興計画

データ

■ みどりの概要（令和4年度）



※緑被率…一定区域の中で、上空から見て芝や高木の樹冠など緑で覆われた面積が占める割合

成果指標

| | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------------------|------|--------|
| ●公園ボランティア登録会員数 | 941人 | 1,400人 |
| ●「花いっぱい運動」で年間に植え付けした花壇数 | 31箇所 | 37箇所 |
| ●市民や民間事業者等が中心となって管理する公園・緑地・オープンスペースの数 | 76箇所 | 86箇所 |

：西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 みどりを保全する仕組みの形成

市民、事業者、行政などの多様な主体がともにみどりの重要性を理解し、互いの協力のもと、みどりの保全に取り組めます。みどりの保全は、生物多様性の向上にも資するなど、多面的機能を持っているため、みどりに関する情報の積極的な発信、イベントの開催などにより、みどり等の大切さについての理解促進を図ります。また、市民との協働による公園や緑地などの維持・管理、民有地における樹木・樹林等の保存の支援、公園ボランティアの育成などを進めます。

2 農地の保全につながる取組の推進

農地の多面的な機能を活用するとともに、市民が農業とふれあい、交流する機会を提供するなど、農地の保全に対する理解を深める取組を進めます。また、農地の保全や新たな価値を創造するため、農業者や市民活動団体、民間企業、大学など地域の多様な主体と連携できる仕組みの形成を推進します。

3 公園等の適切な維持管理

既存の公園等について、利用者の安全確保を第一として、施設の老朽化や樹木の老木化等に対して、適切な維持・管理に努めます。また、指定管理者による管理運営のエリア拡大等、民間活力の活用を検討し、維持管理経費の抑制を図るとともに、市民サービスの向上に努めます。

主要事務事業

| 事業 | 事業概要 | 所管課 |
|----------------------------|--|--------|
| 西原自然公園の植生・管理 | 西原自然公園の貴重な樹木の再生に向けて、市民団体との協働により、計画的な植生管理を行うとともに、公園での活動を通じた市民のつながり及び健康づくりの機会の創出を図ります。 | みどり公園課 |
| 小規模公園・緑地の活用 | 身近な屋外空間である小規模公園・緑地を活用した地域の活性化を図るため、市民協働による公園管理や市民のアイデア等をもとにした事業の実施を支援します。 | みどり公園課 |
| 公園ボランティアとの協働 | みどりあふれる快適な公園づくりに向け、市民との協働による「花いっぱい運動」の実施や、自然観察会の開催等を通じて、緑化の推進を図るとともに公園ボランティアの活動を促進します。 | みどり公園課 |
| 都市と農業が共生するまちづくりの推進（再掲13-1） | 農業者と市民が相互理解を深め、農業振興及び農地の保全・活用を図るため、市民・農業者・行政が連携して、情報共有や交流機会の創出等に取り組めます。 | 産業振興課 |
| 公園施設の保全・更新 | 安全に公園利用ができるよう、遊具やトイレ等の日常的な点検や樹木等の剪定などを行うとともに、老朽化した公園施設について、計画的な補修・更新等の対応を行います。 | みどり公園課 |

みどりの空間の創出

施策目標

公園・緑地、道路や公共施設などの身近な場所での緑化を進め、みどりのネットワークの形成をめざします。

現状と課題

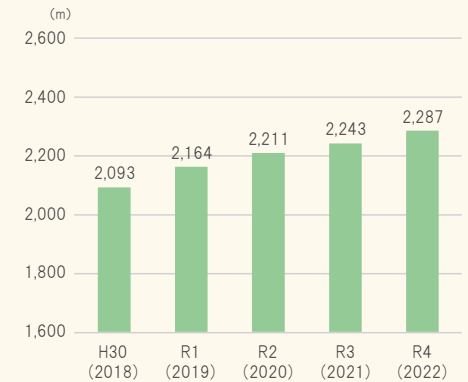
- ▶ 少子高齢化などの進行、市民ニーズの多様化に伴い、公園に求められる機能や公園を取り巻く状況も大きく変化しています。
- ▶ 近年では令和 2（2020）年に、泉小わくわく公園を新設しましたが、近隣他市と比べると一人当たりの公園面積が少なく、配置の地域格差も課題となっています。また、開発に伴って提供される小規模な公園や緑地が市内に分散していることから、その維持管理が大きな課題となっています。
- ▶ 身近に点在する公園等のみどりの空間を、市民のコミュニティ形成や健康づくりの場として活用するとともに、日常的にみどりに親しめる魅力的なライフスタイルの創出や、まちを回遊し楽しむための場として活かしていくことが求められています。
- ▶ 公共施設の緑化や民有地の緑化支援、市民協働や民間活力の導入などによる公園の活用及び新たなみどりの創出などの取組が必要です。
- ▶ 大規模公園については、計画的な公園のリニューアルによって、個性を活かした特色ある公園づくりに取り組むことが必要です。

関連する個別計画等

- ・みどりの基本計画
- ・公園配置計画
- ・下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画

データ

■ 補助金の交付を受けて造成された生垣等の長さ（累計）



■ 生垣等の長さ（累計）

成果指標

| | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|------------------|--------|
| ● 「市内の公園利用」に対する市民満足度 | 48.9% (令和3年度) | 56.9% |
| ● 補助金の交付を受けて造成された生垣等の長さ（累計） | 2,287m | 2,677m |
| ● 市民一人当たりの公園面積 | 1.88㎡ | 2.00㎡ |

📍：西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 公園・緑地の充実

市域全体の公園・緑地の配置バランスを考慮し、借地公園や解除された生産緑地などの買取りを含めた公園配置・整備などの検討を進めます。また、既存の大規模な公園・緑地については、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が楽しめる拠点として、市民の声を反映した整備・充実に取り組みます。

2 身近なみどりの創出

市民との協働によりみどりを保全し、創出する取組を推進します。また、民有地における緑化推進について、市民や事業者の主体的な取組を促すとともに、公共施設や街路空間などの緑化を引き続き推進します。

3 みどりのネットワークの形成

道路、公共施設などの身近な場所での緑化を進め、市内に点在する公園・緑地や農地、屋敷林などをつなげ、みどりのネットワークの形成に取り組みます。また、風土や歴史など地域の成り立ちを踏まえた特徴あるみどり等の質の高いみどりについては、積極的に保全し、活用を図ります。

主要事務事業

| 事業 | 事業概要 | 所管課 |
|----------------------|--|--------|
| 特色ある公園づくりの推進 | 多様化する市民ニーズを踏まえ、大規模公園の計画的なリニューアル等を行い、特色ある公園づくりを推進します。また、市立公園の指定管理者制度の活用を推進し、公園のサービス向上を図ります。 | みどり公園課 |
| 東伏見公園の機能の充実に向けた対応 | 都立東伏見公園について、市民にとって使いやすく、利便性の高い公園となるよう、公園機能の充実に向け、東京都への働きかけを行います。 | みどり公園課 |
| 樹木等保存事業の実施 | 市内に現存する民有地の樹木・樹林・生垣の保存のための助成を行い、身近なみどりの保護・保全に取り組みます。 | みどり公園課 |
| 緑と花の沿道推進事業の実施 | 宅地と道路との接道部の緑化を推進するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止するため、個人が所有・管理する宅地の生垣や花壇の造成、フェンスの緑化に対し支援を行います。 | みどり公園課 |
| 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用 | 豊かなみどりが実感できるまちの実現を目指し、貴重なみどりである下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全に取り組みます。また、屋敷林等を活用した四季を感じるイベントや一般開放を実施します。 | みどり公園課 |



施策 10-1

基本施策 10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために

ゼロカーボンシティの推進

施策目標

市民、事業者、行政の協働による脱炭素社会の実現をめざします。

現状と課題

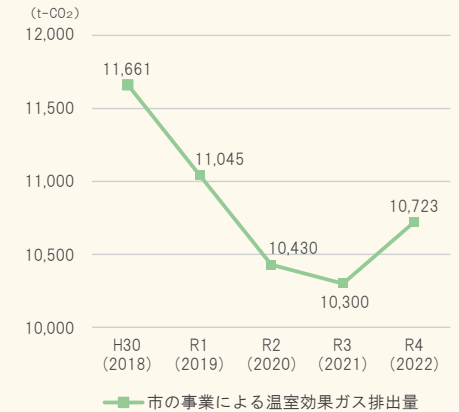
- ▶ 近年、地球温暖化によって、国内外でさまざまな気象災害が発生しており、その要因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの抑制が課題となっています。
- ▶ 本市では、令和4（2022）年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロすることを目指しています。
- ▶ ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入推進など市全体で脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるとともに、環境意識の醸成を図るため、あらゆる世代に対して環境教育を推進していくことが必要です。
- ▶ 地球温暖化による気候変動の対策を最大限実施しても避けられない影響に対しては、その被害を軽減することが重要になります。
- ▶ 市民一人ひとりが環境問題に取り組むために、市民活動団体・事業者等と連携しながら、身近な環境問題を題材とした環境学習活動や情報提供などの更なる充実を図ることが重要です。

関連する個別計画等

- ・ 環境基本計画

データ

■ 市の事業による温室効果ガス排出量の推移



成果指標

| | 現状値 | 目標値 |
|----------------------|-------------------------|--------------------------|
| ● 環境学習講座への参加者数 | 533人 | ▶ 3,500人 |
| ● 市内のエネルギー消費量 | 5,527TJ (令和2年度) | ▶ 3,281TJ |
| ● 市の事務事業からの温室効果ガス排出量 | 10,723t-CO ₂ | ▶ 3,600t-CO ₂ |

目標の実現に向けた取組内容

1 市民、事業者、行政の環境を大切にす意識づくり

市民、事業者、行政による環境配慮意識の醸成や、環境配慮行動の促進を図るために、環境学習の機会や環境情報の提供などの取組の更なる充実を図ります。また、環境フェスティバルなどを活用して環境情報を幅広く市民に提供するとともに、一人ひとりの行動につながるための取組を進めます。

2 公共施設から排出される温室効果ガスの削減

行政においては、地球温暖化対策実行計画・事務事業編に基づき、環境マネジメントシステムの運用などに率先して取り組み、職員の環境配慮行動の徹底や事務事業において排出される温室効果ガスの抑制のための対策に引き続き取り組みます。あわせて、公共施設における照明設備のLED化をはじめとする省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を図り、温室効果ガスの削減に努めます。

3 市内から排出される温室効果ガスの削減

エコプラザ西東京を拠点とした情報の共有・活用を推進し、地球温暖化対策に対する市民の理解を深めます。また、環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となり、省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及促進、気候変動対策などに取り組みます。

主要事務事業

| 事業 | 事業概要 | 所管課 |
|------------------|--|-------|
| 環境保全の推進 | 環境基本計画における基本方針に基づき、市民、事業者、行政が連携し、環境保全を推進します。 | 環境保全課 |
| 環境情報の提供及び環境学習の実施 | エコプラザ西東京を拠点として、専門講師による環境講座の実施や環境フェスティバルの開催、保育園や小学生への出前講座を通じた環境情報の提供等により、市民等への環境意識の啓発を行います。 | 環境保全課 |
| 環境マネジメントの推進 | 市が行う事務事業による環境への負荷低減と良好な環境の保全を目指し、各課における省エネルギー、省資源の取組により、環境マネジメントを推進します。 | 環境保全課 |
| 地球温暖化対策事業の実施 | 環境チャレンジ・環境アワード等の実施により環境に配慮した行動を推進するとともに、省エネルギー機器の設置や取替え等に対する助成を行い、温室効果ガスの削減に努めます。 | 環境保全課 |

施策 10-2

基本施策 10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために

循環型社会の構築

施策 目標

ごみの発生抑制と資源の有効利用を進め、環境負荷の少ない循環型のまちをめざします。

現状と課題

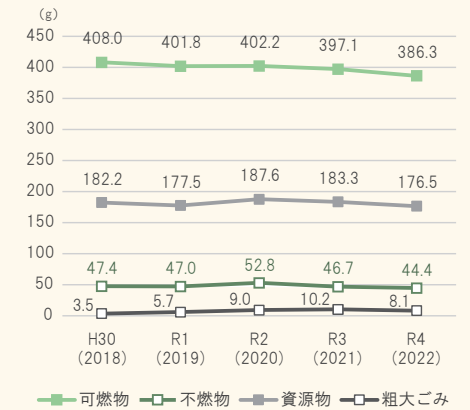
- ▶本市では、資源物の収集方法を拠点回収から戸別回収に変更するなど、ごみの分別推進や減量化の促進してきました。また、民間事業者との連携によるリユース・リサイクルの推進に取り組んできました。
- ▶ごみの分別や資源化等の取組により、本市では全国でも高いごみの減量実績を示していますが、更なるごみの減量を図るため、ごみの分別の徹底を周知していく必要があります。
- ▶市民、事業者、行政がそれぞれの役割を定め、三者の協働により、「ごみをごみとしない」ことを目指し、ごみの発生抑制や資源化に取り組み、循環型社会の構築を一層進めることが求められています。
- ▶プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、事業者、自治体、消費者の連携による、プラスチックのライフサイクル全般における資源循環の取組が位置づけられたことから、今後は製品プラスチックの資源化に向けた取組の検討が必要です。
- ▶まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」は、運搬や焼却の際に二酸化炭素を排出するなどの環境負荷につながります。食べ物を無駄にしないという意識を持ち、社会全体で食品ロスの削減に取り組む必要があります。

関連する個別計画等

- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・分別収集計画

データ

■ 1日1人当たりごみ・資源排出量の推移



成果指標

| | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------------|---------|---------|
| ●一人当たりのごみ収集量（ごみ原単位） [👤] | 529.5g | 516.8g |
| ●資源化率 [👤] | 32.4% | 33.2% |
| ●ごみ排出総量 [👤] | 32,967t | 31,739t |
| ●食品ロスに係る出前講座の実施回数 | 2回 | 20回 |

[👤]: 西東京市版健康指標

\\ 目標の実現に向けた取組内容 //

1 ごみの削減及び4Rの推進

エコプラザ西東京を拠点として、ごみを出さないライフスタイルの定着を目指し、4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）を推進するための意識啓発や新たな情報提供手段の検討などを行います。また、自治会・町内会などを中心に行われている、資源物の集団回収活動を継続して実施します。

2 食品ロスの削減

食品ロスを削減するために家庭でできることの周知・啓発、フードドライブなどへの市民の参加・協力の促進など、食品ロスについて一人ひとりが考え、行動することにつながる取組を進めます。

3 事業者等との連携によるごみの発生の抑制

事業者等の情報提供サイト等を活用した家庭における不用品のリユースの促進や、小売店におけるペットボトルのリサイクルの促進など、事業者等との連携によるごみの発生抑制や減量に取り組めます。

\\ 主要事務事業 //

| 事業 | 事業概要 | 所管課 |
|---------------------|---|---------|
| 資源循環型社会の推進 | ごみの発生抑制と環境負荷の軽減に向け、剪定枝や生ごみ等の堆肥化、レアメタル等の抽出及び資源化を目的とした小型電子機器の回収などに取り組み、CO ₂ の削減と資源化を推進します。 | ごみ減量推進課 |
| 食品ロスの削減に向けた取組の推進 | 食品ロス発生の抑制に向けて、公立保育園や小学校での出前講座の開催や、環境フェスティバル等のイベントにおける普及啓発活動に取り組むとともに、事業者向けマニュアルを策定します。 | ごみ減量推進課 |
| 事業者等との連携によるごみの発生の抑制 | 事業者等が実施しているリユースやリサイクルに関する事業について、家庭から排出されるごみの減量を目的として協定を締結すること等で連携し、ごみの発生の抑制を推進します。 | ごみ減量推進課 |

生活環境の維持

施策目標

公害等の防止対策や身近な環境美化に取り組み、生活環境が良好なまちをめざします。

現状と課題

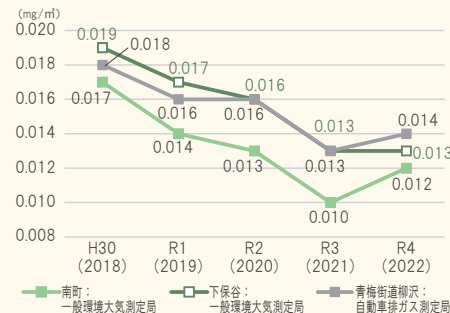
- ▶本市における公害に関わる苦情の多くは、騒音に関するものとなっています。特に、一時的な工事等に伴うものではない日常的・継続的な騒音については、引き続き、調査・指導等を行い、防止や緩和に努める必要があります。
- ▶大気汚染については、その発生要因についての周知等を行っていますが、大気汚染や河川の水質汚染などの公害の未然防止は引き続き重要な課題であり、その対策については、国、東京都、近隣自治体と協力・連携を図りながら取り組むことが必要です。
- ▶今後は、石綿（アスベスト）を含む建材で造られた建築物が耐用年数を超過し、解体・改修工事が増えてくることが予想されています。大気汚染防止法の改正に伴い、環境汚染の未然防止及び生活環境の保全に努める必要があります。
- ▶公共の場所での喫煙による健康被害やポイ捨てによるまちの景観の悪化を防止するための啓発活動を行っていますが、今後、まちの美化を推進する取組を継続していくことが必要です。

関連する個別計画等

- ・環境基本計画

データ

■大気中の浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（年平均値）



成果指標

| | 現状値 | 目標値 |
|------------------------|------------------|-------|
| ●「生活環境の維持」の取組に対する市民満足度 | 25.4% (令和3年度) | 30.4% |
| ●公害の苦情受付件数 | 66件 | 55件 |

目標の実現に向けた取組内容

1 大気汚染などの公害の防止

大気、水質、地下水、騒音、振動などの継続的な調査やモニタリング※などにより、問題の早期発見に努めるとともに、市域を超えた広域的な問題等については、国や東京都、近隣自治体などと連携して対応していきます。さらに、大気汚染防止対策の一つとして、電気自動車などの普及啓発に努めます。

2 まちの美化の推進

公共の場所における路上喫煙やポイ捨ての抑制と防止のため、清掃活動やマナーの向上を呼びかける啓発活動に取り組みます。

主要事務事業

| 事業 | 事業概要 | 所管課 |
|---------------|---|---------|
| 公害等対策事業の実施 | 公害により市民の健康又は生活環境に被害が発生しないよう、大気・水質・騒音・振動等の基準適合状況の調査や、関連法令の遵守に向けた規制指導等を行います。 | 環境保全課 |
| 環境美化に向けた取組の推進 | 生活環境の維持及び環境美化のため、公共の場所における路上喫煙やポイ捨ての抑制と防止を目的として、清掃活動やマナーの向上を呼びかける啓発活動に取り組みます。 | ごみ減量推進課 |

※モニタリング：監視・追跡のために、継続して同じ手法で行う観測や調査のこと。